

栃木県奨学のための給付金（私立） 給付対象・給付額 確認シート 【県外校】

令和8年7月1日現在、高等学校等就学支援金等（※1）のいずれかの受給資格がありますか。

はい

いいえ

制度の対象外です。

保護者等（※2）の居住地は栃木県ですか。

はい

いいえ

保護者等が居住する都道府県に御確認ください。

日本国籍を有していますか。

はい

いいえ

高校生等が該当する在留資格の区分はどれですか。

①特別永住者
永住者
日本人の配偶者等
永住者の配偶者等

②定住者

③家族滞在

①～③以外
（留学生除く）

留学生

日本に永住する意思はありますか。

はい

いいえ

以下のいずれにも該当しますか。
①日本の小学校及び中学校（専攻科は高等学校を含む）を卒業した。
②日本に就労して定着する意思がある。

はい

いいえ

入学日は
令和8年3月31日以前
ですか。

はい

いいえ

該当する世帯の区分はどれですか。

①生活保護
（生業扶助）
受給世帯

③住民税非
課税世帯

③年収約
270～380
万円世帯
（※3）

④年収約
380～490
万円世帯
（※4）

①～④
以外

【新制度】の対象です

下表①
の金額です

下表②
の金額です

下表③
の金額です

下表④
の金額です

該当する世帯の区分はどれですか。

①生活保護
（生業扶助）
受給世帯

②住民税非
課税世帯

③専攻科で年収
約270～380万
円世帯及び年収
約380～600万
円の多子世帯
（※5）

①②
③
以外

【旧制度】の対象です

下表①
の金額です

下表②
の金額です

下表③④
専攻科
旧制度
の金額です

制度の
対象外です



給付額（年額） （※6）	①	②	③	④
	生活保護受給世帯	住民税非課税世帯	年収約270～380万円世帯（※3）	年収約380～490万円世帯（※4）
全日制	52,600円	152,000円	50,670円 ※新制度のみ	38,000円 ※新制度のみ
通信制	52,600円	52,100円	17,370円 ※新制度のみ	13,030円 ※新制度のみ
専攻科	52,100円	52,100円	17,370円 ※旧制度：10,420円	13,030円 ※旧制度：10,420円

※1） 高等学校等就学支援金等に含まれる事業は、①高等学校等就学支援金、②高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、③高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、④高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）です。

※2） 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは未成年後見人（未成年後見人がいないときは生計維持者））を指します。ただし、対象となる高校生等が在学中に成人した場合は、父母または高校生等の生計を維持している者を指します。

※3） 「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額が100円以上105,500円未満の世帯を指します。

※4） 「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯（専攻科の場合は、105,500円以上264,500円未満の多子世帯）を指します。

※5） 高校生等が専攻科に在籍していて、「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額が100円以上105,500円未満の世帯及び105,500円以上264,500円未満の多子世帯を指します。

※6） 着用品を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合にあって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、世帯の区分に応じた指定の金額を加算します。